

規制の事前評価書(要旨)

政策の名称	特定電子メールの送信の適正化等に関する法律の改正による迷惑メールへの対応の強化		
担当部局	総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政課	電話番号： 03-5253-5847 e-mail: antispan@soumu.go.jp	
評価実施時期	平成20年2月28日		
規制の目的、内容及び必要性等	<p>(規制の目的) 迷惑メールに関しては、全体として増加傾向にあり、また、巧妙化・悪質化が進展していることから、迷惑メールへの対応を強化する。</p> <p>(規制の内容)</p> <p>1 オプトイン方式による規制の導入</p> <p>(1) 広告宣伝メールに関し、一定の場合を除き、あらかじめ送信者又は送信委託者に対し同意の通知をした者に対してのみ送信を認めることとする。</p> <p>(2) 同意の通知を受けた送信者又は送信委託者に対し、同意の取得に関し総務省令で定めるところにより記録の保存を義務付ける。</p> <p>(3) 特定電子メールの送信が認められた者への送信であっても、受信者から受信拒否の通知を受けた場合には、それに反して送信をしてはならないこととする。</p> <p>(4) 上記の受信拒否の通知等を受けるための電子メールアドレス等について表示義務を課す。</p> <p>2 法の実効性の強化</p> <p>(1) 送信された電子メールにおける電子メールアドレス等の契約者に関する情報提供を総務大臣がプロバイダ等に求めることができることとする。</p> <p>(2) 報告徴収及び立入検査の対象に送信委託者を含め、不適正な送信に責任がある送信委託者に対し必要な措置を命ずることができることとする。</p> <p>(規制の必要性)</p> <p>1 オプトイン方式による規制の導入</p> <p>現行の規制方式であるオプトアウト方式(受信拒否を行った者に対し再送信を禁止する方式)では、受信拒否の通知を行うと電子メールアドレスが送信者側に把握され、かえって迷惑メールを呼び込むこととなるという問題が生じている。一方、正当な営業活動の一環として広告宣伝メールを送信する場合には既にオプトイン方式(あらかじめ同意を取得した者のみに対して送信を行う方式)による運用が大勢でとなっている。また、主要国では迷惑メール規制に関しオプトイン方式が多数となっており、規制の国際的整合性の確保の観点からもオプトイン方式を採用することが適当である。</p> <p>2 法の実効性の強化</p> <p>迷惑メールへの対応の強化に当たり、近年増加している海外発の迷惑メールへの対応を含め、実効性のある規制が求められている。</p>		
	法令の名称・関連条項とその内容	特定電子メールの送信の適正化等に関する法律	
	規制の費用	費用の要素	
(遵守費用)	オプトイン方式による規制の導入や、法の実効性の強化による追加的な遵守費用は限定的なものにとどまる。		
(行政費用)	法の実効性の強化により、総務大臣の権限が増加するが、大幅な費用負担の増加は生じない。		
(その他の社会的費用)			
規制の便益	便益の要素		
	<p>1 オプトイン方式による規制の導入について</p> <p>あらかじめ同意の通知をした者等に対してのみ送信を認めることにより、受信者が望まない広告宣伝メールの送信が抑制され、電子メールの良好な利用環境が確保されることとなる。また、記録の保存の義務付けについては、違法性の判断の基準となる同意の有無の判断が容易となり、法執行が的確かつ効果的に実施できるようになる。受信拒否の通知をした者への送信の禁止や表示義務については、こうした規制がなければ受信者が望まない広告宣伝メールの送信の抑制がなされず、電子メールの良好な利用環境の整備が確保されないこととなる。</p>		

	<p>2 法の実効性の強化について</p> <p>電子メールアドレス等の契約者に関する情報の提供を総務大臣がプロバイダ等に求めることができることとするに関しては、この情報提供により、法の違反者の特定が可能となり、違反者への法執行が可能になることから、法の実効性が大きく向上することとなる。送信委託者への措置命令については、不適正な送信についての責任がないため送信者に対する措置命令によっては不適正な送信の是正につながらない場合や、送信者が海外に所在する場合など送信者に措置命令を行うことができない場合であっても、送信委託者に対し送信の委託を中止するよう命じるなど必要な措置を講ずることができるようになることにより、送信者が従来できなかった迷惑メールの送信の抑制ができるようになる。また、送信委託者を総務大臣の報告徴収、立入検査の対象とすることについては、措置命令を行う上で必須であるほか、これにより、法に違反した送信者を特定することが可能になる場合もあり、法の実効性の向上に大きく資する。</p>
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	<p>オプトイン方式による規制の導入や法の実効性の強化により、送信者や送信委託者、行政機関に新たな事務的負担等が発生するが、費用は限定的である。一方、オプトイン方式による規制の導入や法の実効性の強化により、受信者が望まない広告宣伝メールの送信が大きく抑制されることになり、広範な受信者にとって、望まない電子メールを受信せずに済む、電子メールの送受信に時間がかからなくなる、受信と削除のために時間を浪費せずに済む等の効果が生じ、また、電気通信事業者にとっては、迷惑メールの受信による設備への負荷や、対策の費用が軽減されることになる。以上、規制の見直しに伴い様々な便益が期待される一方、費用については事務的負担を中心に限定的なものにとどまるため、今回の規制の見直しは適切であると考えられる。</p>
有識者の見解その他関連事項	<p>総務省総合通信基盤局長が開催する「迷惑メールへの対応の在り方に関する研究会」の中間とりまとめにおいて、「法制度の見直しにあたっては、想定される効果などについて評価を行い、その結果を公表することを通じて、法制度の質の向上を図る」とされ、同研究会第5回会合(平成19年12月20日)において、法制度の見直しについての「規制の事前評価」を行う場合の考え方について検討が行われている。</p>
レビューを行う時期又は条件	<p>法律の施行後、3年以内</p>
備考	